

平成23年度 第3回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成23年10月18日(火) 午後1時30分～3時30分
開催場所	松阪市役所 5階 特別会議室
出席者 (敬称略:50音順)	委員長 楠井 嘉行(弁護士) 副委員長 村田 裕(名城大学教授) 委員 坂本 聰子(司法書士) 委員 吉川 和男(税理士) 委員 吉田 弘一(三重中京大学名誉教授)
事務局	房木 契約監理担当参事 佐藤 契約監理課長 廣田 検査・契約担当主幹 高村 契約係長 池内 調達係長
議題	議題1 入札及び契約手続の運用状況等の報告(平成23年7月から9月分) <ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議(吉田委員抽出) 議題3 随意契約締結に係る意見聴取について その他 <ul style="list-style-type: none"> ・次回開催日程及び抽出委員の選定

委 員	松 阪 市
●入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	・工事の発注状況について 実施入札は157件、内工事が128件、委託が29件で、設計金額計は約30億、請負契約額計は約24億で、平均落札率81.21%、平均参加者16.3者であった。この3ヶ月間は、昨年の同時期と比較すると50件程少ない状況で、台風の影響等があると考えているが、その分年度の後半で発注が集中する懸念がある。この台風関連の災害復旧工事は約40

	<p>～50 件あると見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止措置の運用状況について <p>この3ヶ月間の指名停止措置は、三重県発注の霞ヶ浦サッカー場夜間照明増設工事における作業員墜落による死亡事故発生を受けて、監督処分に伴う建設業法違反で1ヶ月間の指名停止措置を1件行いました。</p>
<p>●抽出事案の審議（吉田委員抽出）</p>	
<p>○今回の抽出事案については、落札率が高かった案件、入札参加者が少なかった案件、また、先の防災無線の入札でも希望価格方式が取られておりましたので、その点も含んで希望価格による入札が数件あるようですので、それらについて抽出案件として取り上げたい。</p>	<p>落札率が90%以上であった案件は、公告127号「山室幼稚園テラス屋根他改修工事」、公告119号「茶与町駅部田線舗装修繕工事」、公告245号「松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区松阪3-3号汚水幹線管渠測量調査設計業務委託」、公告201号「松阪市公共下水道事業に伴う配水管布設替設計業務委託（その1）」の4件であったが、これらは予定価格算出率が99.9%以上といずれも高く出たことにより、連動して最低制限価格が高くなったことで下回って落札外が多くなり、予定価格付近での高値落札の結果となったものである。</p> <p>落札率が90%以上で入札参加者が5社以下であった案件が4件あったが、この内、公告178号「松坂城跡現況平面図作成業務委託」については、航空測量によるレーダー探査と写真測量により城跡の平面図を作成するもので、業務について特殊性があったものであり、公告131号「中部中学校消火配管改修工事」については、主任技術者の配置要件として甲種第1類の消防設備士資</p>

格を求めたことにより対応できる業者が限定されたことが考えられ、それぞれ入札参加者が少数で、かつ、応札額も高くなったものと捉えている。

入札参加者が5社以下と少なかった案件は10件であり、その内の公告169号「三雲中学校教室手摺設置工事」については、建築一式工事での登録業者数は多数あるが、設計金額が小額であり、またこの時期は学校の改修工事が多く発注される時期でもあり、技術者の配置の関係から参加を見送った業者が多かったと考えています。公告167号「猟師漁港海岸保全施設飛沫帯樹木保全工事」については、造園工事の発注基準どおりの条件で対象登録業者は30社近くあるが、工事の規模から専門業者のみの参加となったと考えています。公告118号「松阪市（嬉野管内）合理化事業計画策定委託業務」については、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の合理化計画の策定業務であり、補償コンサルタント（営業補償、特殊補償部門）の登録を要件としており、県内業者までの範囲を条件として発注したが登録のある21社の内、1社のみの入札参加となったものである。公告231号「街路樹補植剪定委託」については、先ほどの167号と似た部分もあり、対象となる登録業者は30社近くあるが、主任技術者として一級造園技能士の資格を求めため、専門の造園業者のみの参加となったと考えています。公告196号「松阪市産業振興センター音響設備改修工事」については、参加資格が電気通信工事の登録業者で、参加可能な業者数としては8社あるが、専門的な業務であり、少数の参加結果となったものと考えています。公告191号「東村東線道路修繕工事」については、飯南管内の道路修繕工事であり、金額が小額であったことから飯南の業者のみの参加となったと考えています。

希望価格型の案件は7件あったが、以前

<p>○希望価格型の落札率を見ると 90%台のものもあれば 50%台のものもある。これを高額の場合で金額に置き換えてみると数千万円になる案件もあるがどういった状況であるのか。</p> <p>○これまで契約履行上で問題が生じたことはないのか。</p> <p>○落札率が 90%以上であった案件の内、公告 245 号「松阪市公共下水道事業松阪第 3 処理分区松阪 3-3 号汚水幹線管渠測量調査設計業務委託」、公告 201 号「松阪市公共</p>	<p>よりその運用のルールとしては、仕様書により品質や性能が十分に確保されており低価格でも品質にリスクが少ないこと、業者の受注実績によりその履行に一定の担保があること、設計書作成において業者の見積りに頼る部分が大きい場合等を基準としている。また、過去 3 年度の希望価格事前公表型の受注実績をその工事の評価点と照らし合せてみると、平成 20 年度の平均評価点が 76.5 点、21 年度が 78.7 点、22 年度が 78.4 点で 3 年度間の平均が 78.4 点となっており、設計価格事前公表型を含む 3 年度間の全案件の平均点が 76.5 点であることと比較するとむしろ良好な結果となっており、いわゆる安かろう悪かろうという結果に決まっていなかったことが確認できている。</p> <p>これらの工事の設計書作成においては、業者の見積りに頼るところが大きい。また、参考見積もりも複数社から徴取する場合も多く、金額のバランス等考慮して設計額を決定している。ただ、設計段階では各社に大差がない状態であっても、大手メーカーに見積もり徴収をした場合の設計金額に対して、中企業が入札参加という形になると安価で応札してくるケースの中にはあるものと考えている。</p> <p>過去から現在までの間において特に問題が起きたことはない。</p>
---	---

下水道事業に伴う配水管布設替設計業務委託（その1）」の二案件については、以前より指摘している予定価格付近での高値落札の例だが、最低制限価格を下回り落札外となった金額と落札決定となった金額の差が特に大きいと思うが理由はあるのか。

○工事と委託の最低制限価格算出率が違うのはなぜか。

○松阪市の現行の最低制限価格制度では工事は約 15%、委託は約 33%の差額が最大で生じて契約締結となる可能性があるということとなる訳か。

○このような入札結果となった場合に、再度入札を行うということにはできないのか。

最低制限価格の算出率は、工事が 85%であり同様の現象で予定価格付近の落札となっても最大で 15%弱の金額差であるが、この二案件は、委託であったため算出率が 67%でありその差が 30%を超え大きくなったもので特に極端な例である認識をしている。

材料調達の必要がなくほぼ人件費のみで業務が遂行できるという考えから全国的にも見られる数値である。

地方自治法で定める予定価格の制限の範囲内に入札額が入れば有効でありそういう可能性があることとなる。このことについては、以前から継続して指摘を受けていることもあり打開案を模索しているところであるが、そのひとつの粗案として、予定価格の有効な範囲内で極端に高い価格をもって応札した者を無効する方法ができるか否か等を専門機関に質問したところ、地方自治法の規定によりできないということであり、また、その入札参加業者の意思としての応札額が他と比較して高くとも、その金額がその業者にとって履行が実現できる最低額との意思であるならば一概に否定できないという考え方もあるとの指摘であった。

<p>○30%以上の差額がある中での契約については心情的に残念である。ただ、やはり今後も研究していくべき課題である。</p>	<p>地方自治法上できないものであり、予定価格と最低制限価格の間、即ち、予定価格の有効な範囲内は絶対であるという考え方を今回再認識したものである。</p> <p>継続して研究していきたい。</p>
<p>●随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
<p>委員会としての意見</p> <p>止むを得ないが、今後は当初の契約時のあり方（メンテナンス分を含めて）について十分検討されたい。</p>	<p>7件の随意契約について委員の意見聴取をいたしたい。</p> <p>①高須(新)排水機場エンジン改修工事</p> <p>本案件は、高須(新)排水機場の老朽化による排水出力の低下が顕著に見受けられるため、その機能を十分に発揮できるように主エンジンのオーバーホールを行うものである。</p> <p>ポンプ設備は、システム全体の設計に基づき構成されており、各機器が相互に連携して設備としての機能している。本工事の施工に当たって既設設備の設計、構造および機能を熟知していること、また、必要となる機器部品等も特定されることから、材料の調達が容易に出来ることが必要不可欠な条件となる。当該業者は、既設設備のシステム全体の設計、製作、据付を行い、ポンプ設備の構造、制御方法等、機能を熟知し、当設備の修繕・メンテナンスも行っており、他業者が本工事を行うのは、構成機器相互の不整合により設備全体の機能や信頼性に著しく支障を生じるおそれがある。従って、本工事を施工できる業者は当該業者の他にはないため随意契約するものである。</p> <p>②松阪市ホームページ改修事業業務委託</p> <p>本案件は、ホームページの改修業務の企</p>

○全ての項目において本市の要望する内容を超える提案があったとあるが、ページのレイアウトや見やすさといったところはどうかだったのか。

委員会としての意見

プロポーザル方式による選定結果であり了承する。

委員会としての意見

画提案をプロポーザル方式で審査決定するものである。当該業者の提案は、全ての項目において本市の要望する内容を超える提案があり、特にサーバ機器類の性能及び攻撃遮断能力、ウイルス対策、第7世代までのバックアップ体制などセキュリティ要件並びに価格面が評価され、最も総合評価点が高い優秀提案者となったため随意契約するものである。

本事業に係る情報の架け橋委員会において、デザイン専門の者がページ構成を評価し優れた結果となっている。

③平成23年度ごみ焼却施設整備

第二清掃工場のごみ焼却施設は、焼却炉本体については27年、ダイオキシン類削減対策工事により更新した設備についても8年が経過し、毎年、緊急性の高いものから整備を実施して焼却能力の維持に努めているのが現状である。整備対象設備は、特殊設備であるので、その整備については、特殊部品の調達が必要であり、又、焼却処理能力の低下を招くことなく完成させる技術力が要求され、加えて、日常のごみ処理に停滞を来たさぬよう、ごみピット容量との兼合いをみて極力短期間に整備を遂行できる豊富な経験とダイオキシン類等の有害物質による暴露・拡散防止対策を確実に実行できる知識が要求される。以上のようなことから、施設全体の稼働における責任の所在の明確化をはかるためにも、当焼却炉施設メーカーである当該業者と随意契約するものである。

平成 26 年度の次の施設完成までの止むを得ないものとするが、価格の適正性等新しい施設の契約時には十分留意されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものとするが、価格の適正さを十分検討した上で交渉されたい。

○放映業務と製作中継業務が同一のテレビ局となっているが、地元のケーブルテレビ局と分割して業務を行うことはできないものか。

委員会としての意見

止むを得ないものとするが、価格の適正さ

④平成 23 年度松阪競輪 第 27 回共同通信社杯秋本番に係るスピードチャンネル放映業務委託

本案件は、本場開催の第 27 回共同通信社杯秋本番（G II）実況映像及び音声情報を放送番組専用チャンネルで実況中継するものである。スピードチャンネルでは、実況放送の他に開催告知・選手情報提供・競輪の魅力 PR 等、有名選手 OB・タレントの出演で約 20 番組を放映しており、本年度についても、三重県内唯一の地上波放送である当該業者と随意契約するものである。

⑤平成 23 年度松阪競輪 第 27 回共同通信社杯秋本番に係るテレビ制作中継業務委託

本案件は、松阪競輪場にて 4 年ぶりに行われる特別競輪（G II）の開催を中継する業務委託である。三重県内唯一の地上波放送局であり、レース中継ミスの許されない業務であり、放映業務に関して松阪競輪場を熟知している当該業者と随意契約するものである。

東海圏内において、これらの業務や競輪に関する PR 番組及び CM 制作については、当該業者のみが業務を行うことができるものとなっており、現実として競争性はないものである。

を十分検討した上で交渉されたい。

委員会としての意見

止むを得ないものと考えるが、価格の適正さを十分検討した上で交渉されたい。

委員会としての意見

⑥平成23年度松阪競輪 第27回共同通信社杯秋本番に係る特別競輪等広報実施事業におけるスポーツ新聞記事拡充業務委託

本案件は、平成23年度特別競輪等広報実施計画、広報宣伝実施事業において、開催期間中、(社)全国競輪施行者協議会が選定した、当該広告代理店より、全国主要スポーツ紙への開催期間中の新聞掲載費用のうち一部を(社)全国競輪施行者協議会が負担し残りを、松阪競輪が負担することとなっているもので、今回の特別競輪においては、平成23年度特別競輪等広報実施計画、広報宣伝実施事業に基づき、特別競輪における主要スポーツ紙に統一的な記事編集を確保し開催のブランドイメージを確保させることで読者の関心を高めることを目的に(社)全国競輪施行者協議会がコンペデシイションを行い、選定された当該広告代理店に、(社)全国競輪施行者協議会と費用分担を行い開催期間中の新聞掲載を出稿しなければならないことから当該業者と随意契約するものである。

⑦住民記録システム(e-AD2)改修委託

本案件は、住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため住民票の記載事項等について所要の改正が行われたことに伴い、この改正に対応するため既存の住民記録システムの改修を行う業務である。住民記録システムは、当該業者が導入したシステムであり、今回の改修委託業務は、当該システムと密接に関連する付帯的業務であるため当該業者と随意契約するものである。

<p>止むを得ないが、価格面での適正さを検証の上、交渉されたい。</p>	
<p>●その他</p>	
<p>○最近、桑名市の競争入札妨害事件の報道があったが、松阪市においても起こり得る内容なのか。</p> <p>○前回、保留とした「松阪市防災行政無線（同報系）嬉野管内設備設置工事」に関する当委員会の結論付けについては、『今回の入札は、入札参加者が第一期工事施工業者1社で、落札率は99.55%と高い結果となったものの、入札手続きは適切なものと考えるところである。また、希望価格事前公表型で最低制限価格を設定しない方式での発注も成果は認められるところであり、この方式自体も特に問題はないものと思われる。しかしながら、参加業者が少数である案件で、一期の施工業者が条件的に有利なことも否めないことから、このような状況も想定し参加条件等の検討を行い入札参加条件の緩和など、もっと他の業者が参</p>	<p>桑名市の今回の入札妨害事件については、最低制限価格の漏洩によるものである。松阪市の入札制度においては、くじ引きで出た予定価格算出率に連動して最低制限価格が決る仕組みとなっており、以前からの課題の要因であるが、今回の事件ように事前に最低制限価格が分かる事は直接の担当でさえありえないことで、もちろん漏洩も起こり得ないことである。</p> <p>桑名市は公契連モデルで最低制限価格の決定を行っていたとの事で、設計書から決定される最低制限価格を漏らしていたようである。当市においては、くじ引きにより恣意性が排除されているが、算出率が高く出たときに高落札となる課題はあります。現在、その点について入札制度研究会で検討議論を行っていますので整理していきたい。</p>

<p>加しやすい入札方式の検討も必要であったと思われ、また、入札参加者が1社であった場合には、入札を延期又は中止して入札参加条件や発注仕様書を再度検証することも必要と考え今後の研究課題とされたい。』とする。</p> <p>○当入札等監視委員会において入札及び契約についてアンケートを実施してはどうか。具体的な設問内容や、現実として実施するか否かを含めて今年度で検討したい。</p>	
<p>●次回開催日程及び抽出委員について</p>	
<p>次回開催日を平成24年1月16日(月)の13:30~とし、抽出委員は坂本委員とする。</p>	